

# 定 款

日 本 食 品 化 工 株 式 会 社

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 本会社は日本食品化工株式会社と称する。

(目 的)

第 2 条 本会社は以下に掲げる事業を営むことを目的とする。

1. コーンスターチ、コーンオイル、グルーテンミール、グルーテンフィード、スチープリッカー、その他のとうもろこし加工製品の製造、販売、輸出入並びに受託加工
2. 水飴、ぶどう糖など糖化品その他のでんぷん加工製品の製造、販売、輸出入並びに受託加工
3. 穀類および薯類の加工製品の製造、販売、輸出入並びに受託加工
4. アミノ酸、アミノ酸醤油およびグルタミン酸ソーダの製造、販売、輸出入並びに受託加工
5. 動植物性油脂原料の搾油、精製、販売、輸出入並びに受託加工
6. 医薬品の製造、販売、輸出入並びに受託加工
7. 酵素の製造、販売、輸出入および受託加工
8. 肥料の製造および販売
9. 前各号によって生産された物および副産物の加工、販売並びに輸出入
10. 前各号に関する機械および部分品の製作、販売並びに修理
11. 農水産物、飼料、油脂および同製品の販売
12. 麻袋、燃料、紙および同製品の販売
13. 飲食店の経営
14. 魚類の養殖、加工並びに販売
15. 食料品および日用雑貨類の販売
16. 倉庫業

17. 貨物自動車運送業

18. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 本会社は本店を東京都千代田区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 本会社の公告は電子公告によりこれを行う。

(2) やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 本会社の発行可能株式総数は2,560万株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 本会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 本会社の1単元の株式数は100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第 8 条 本会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを本会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第 9 条 本会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 前条に規定する単元未満株式の売渡しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

(株式取扱規則)

第 11 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・売渡し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 12 条 本会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- (2) 前項にかかわらず、必要ある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 定時株主総会は毎年 1 回、6 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

- (2) 株主総会は法令に別段の定めある場合を除いては取締役会の決議に基づき、代表取締役がこれを招集する。ただし、代表取締役が複数の場合は、代表取締役のうち、予め取締役会の定めた者が招集する。
- (3) 前項の代表取締役に事故あるときは予め取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代る。

(議 長)

第 14 条 総会の議長は代表取締役がこれに当る。ただし、代表取締役が複数の場合は、代表取締役のうち、予め取締役会の定めた者がこれに当る。

- (2) 前項の代表取締役に事故あるときは予め取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代る。

(電子提供措置等)

第 15 条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- (2) 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は本会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。

- (2) 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに本会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- (2) 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

- 第 18 条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、議長および議事録作成者が記名押印または電子署名の上、決議の日から10年間その原本を本店に、5年間その謄本を支店に備え置く。

## 第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

- 第 19 条 本会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

- 第 20 条 本会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、5名以内とする。

- (2) 本会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という）は、5名以内とする。

(取締役の選任)

- 第 21 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- (2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- (3) 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(2) 監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(3) 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 取締役会の決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。

(2) 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

(3) 取締役会の決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から取締役会長 1 名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 5 日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 27 条 本公司は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任限定契約)

第 31 条 本公司は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額以上とする。

(執行役員)

第 32 条 本公司は、取締役会の決議によって、執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させる。

(2) 取締役会の決議によって、執行役員の中から社長1名を選定する。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 33 条 本会社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第 34 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の5日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 35 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 36 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第 37 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 38 条 本会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 39 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(2) 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 本会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 43 条 本会社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払う。

(期末配当金の除斥期間)

第 44 条 期末配当金が、支払開始日の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。

(2) 未払の期末配当金には利息をつけない。

## 附 則

第 1 条 定款第 15 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

(2) 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

(3) 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(2022 年 6 月 28 日改正)